

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例 東大和市個人情報保護条例施行規則			
	部課機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
1. 要 旨					
<p>(1) 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の制定の背景 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、東大和市個人情報保護条例を廃止し、法により委任された事項等を定める東大和市個人情報保護法施行条例（案）を制定し、令和5年4月1日から施行する必要がある。</p> <p>(2) 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の基本的な考え 法の規律を受け、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加え、東大和市個人情報保護法施行条例（案）を制定する。</p> <p>(3) 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ①趣旨 ②定義（法第2条第1項） ③個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条第1項） ④本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置【独自の保護措置】（法第76条第2項、法第90条第2項、法第98条第2項） ⑤不開示情報【独自の保護措置】（法第78条第2項） ⑥保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期限延長【独自の保護措置】（法第83条） ⑦手数料等【独自の保護措置】（法第89条第2項） ⑧東大和市個人情報保護審議会への諮問（法第129条） <p>※ 行政機関等匿名加工情報制度（法第60条第3項・第4項、法第109条～法第123条、附則第7条）</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市個人情報保護法施行条例（案）への市議会議員の理解を得ることができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 東大和市個人情報保護審議会へ諮問（令和4年7月20日）</p> <p>(2) 各実施機関に対し、保有する個人情報の保護等に関する規則等の整備を依頼（同日）</p>					
3. 留意事項（問題点等） 今後の予定					
<p>(1) 東大和市個人情報保護審議会から答申（令和4年8月）</p> <p>(2) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月）</p> <p>(3) パブリックコメントの実施（令和4年10月）</p> <p>(4) 令和4年第4回東大和市議会定例会に提案（令和4年11月）</p> <p>(5) 条例の施行（令和5年4月）</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、東大和市議会議員全員協議会への議題提出について事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。